学校感染症に伴う出席停止について

　学校感染症にかかった場合、学校保健安全法に基づき出席停止となります。登校の許可が出るまでは、ご家庭でゆっくり休養してください。医師により登校の許可がでましたら、下記に必要事項を記入のうえ、提出してください**（保護者による記入で結構です）**。

**＊該当する病名に○印をご記入ください。（太枠内は出席停止です。）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ○印 | 病名 | 出席停止期間 |
|  | インフルエンザ（　　　　　型） | 発症後５日を経過し、かつ、解熱後２日（幼児は３日）を経過するまで |
|  | 新型コロナウイルス感染症 | 発症後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで |
|  | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、又は、５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
|  | 麻疹（はしか） | 解熱後３日を経過するまで |
|  | 風疹（三日ばしか） | 発疹が消失するまで |
|  | 水痘（水ぼうそう） | 全ての発疹が痂皮化するまで |
|  | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
|  | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後、２日を経過するまで |
|  | 結核 | 病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで |
|  | 腸管出血性大腸菌感染症 |
|  | 流行性角結膜炎（はやり目） |
|  | 急性出血性結膜炎 |
|  | 溶連菌感染症 | 病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで※ただし、左記の感染症は学校で通常みられないような大流行があり、感染拡大防止のため、緊急的な措置をおこなった場合のみ。 |
|  | 手足口病 |
|  | 伝染性紅斑（リンゴ病） |
|  | マイコプラズマ肺炎 |
|  | 感染性胃腸炎（　　　　　　　　　　） |
|  | その他（　　　　　　　　　　　　　） |

**登校許可届**

　　　令和　 　年　 　月　 　日から　 　月　　 日まで上記の疾患にて欠席しました。

　　　診察した医師より登校が可能と判断されましたので報告します。

医療機関名：

（小・中・高）　 　年　 　組　　名前

保護者名